

令和6年度

第1回会津美里町男女共同参画推進審議会

日時：令和6年7月29日（月）

午後1時30分～

場所：会津美里町役場本庁舎（じげんプラザ）

2階206会議室

《 次 第 》

1 開 会

2 あいさつ

3 事務局紹介

4 協 議

(1) 令和5年度町男女共同参画推進まちづくり行動計画の取組実績について

(2) 令和6年度町男女共同参画推進まちづくり行動計画に基づく事業計画について

(3) その他

5 そ の 他

6 閉 会

会津美里町男女共同参画推進審議会委員名簿 【任期:令和7年3月31日まで】

No.	委員区分	役職等	氏名	備考
1	第11条第3項第1号 (町民代表)	公募委員	長谷川 祥子	
2	第11条第3項第1号 (町民代表)	公募委員	秋本 尚恵	
3	第11条第3項第1号 (町民代表)	公募委員	結城 敏徳	
4	第11条第3項第1号 (町民代表)	公募委員	高山 由佳	
5	第11条第3項第2号 (各種機関等を代表する者)	社会福祉法人 会津美里町社会福祉協議会 事務局長	安達 和重	
6	第11条第3項第2号 (各種機関等を代表する者)	社会福祉法人 千桜会 特別養護老人ホーム にいつるホーム施設長	塚原 徳美	
7	第11条第3項第2号 (各種機関等を代表する者)	会津美里町商工会 女性部長	鈴木 きよ子	
8	第11条第3項第3号 (学識経験者)	福島県会津保健福祉事務所 女性相談員(兼) 母子・父子自立支援員	佐原 明美	
9	第11条第3項第3号 (学識経験者)	会津美里町教育委員	須田 健志	
10	第11条第3項第3号 (学識経験者)	特定非営利活動法人 希来里 理事長	齊藤 喜代治	

【事務局:政策財政課】

氏名	職名	備考
渡部 雄二	課長	直通電話:0242-55-1171
立川 昇	課長補佐	ファクシミリ:0242-55-1139
鈴木 幸信	政策企画係長	Eメール:seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp
中野 優太	主事	
渡部 陽子	主査	

4 協議

(1) 令和5年度町男女共同参画推進まちづくり行動計画の取組実績について

会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例第3条に規定する基本理念に基づいた男女共同参画社会の実現を目指し、令和4年3月に策定した「会津美里町第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画」に基づく令和5年度の取組実績について、報告するものです。

ア 男女共同参画推進担当課（政策財政課）の主な取組実績

<p>①男女共同参画川柳コンクール 内容：町内小中学生を対象に男女共同参画に関する川柳を募集 応募総数：221 作品 入賞作品：6 作品 【小学生の部】 最優秀賞 「任せとけ！ 洗濯干すのは ぼくと父」 優秀賞 「家事育児 やればできるさ パパだって」 「多様性 認め合うこと 輝く個性」 【中学生の部】 最優秀賞 「認めよう 素敵な個性 輝く未来」 優秀賞 「未来へと 自分のカラーで 進もうよ」 「考えよう 個性が深まる 認め合い」 公表：令和6年1月1日発行広報紙には表彰式の様子を、町ホームページには入賞作品を紹介した。</p>
<p>②男女共同参画推進に関する町内事業所アンケート調査 実施期間：令和6年4月22日～令和6年5月15日 配布件数：町内100事業所 回答件数：事業所 回収率：53%（前年度の回収率:54%） 調査結果：【資料1】「第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画実績」のとおり</p>
<p>③男女共同参画の推進に関する講演会 講演テーマ：「女性の力が地域を変える 女性が自分らしく輝く地域社会を目指して」 講師：一般社団法人 ten ten 代表理事 藤本 菜月氏 日時：令和5年11月19日（日）午後2時～午後3時 場所：じげんプラザ2階大会議室 対象：20～50代女性 等 参加者：21名</p>

④福島県男女共生のつどい

開催日：令和5年11月12日（日）

場 所：いわき市

内 容：講演「働く女性の健康を守る～産婦人科医が伝えたい カラダのこと
ココロのこと～」

講師 丸の内の森レディースクリニック院長 そん み ひょん 宋美玄 氏

イ その他の主な取組実績

下記資料のとおり

【資料1】第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画実績

【資料2】第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画実施表

(2) 令和6年度町第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画に基づく事業計画
について報告するものです。

ア 男女共同参画推進担当課（政策財政課）の主な実施計画

① 【継続】小・中学生の男女共同参画川柳コンクール

対 象：町内4小学校（4～6年生）、3中学校

募集時期：7月～8月

入 賞：部門ごとに3作品（最優秀1作品、優秀2作品）

公 表：令和7年1月発行広報紙及び町ホームページで紹介

そ の 他：実施に併せ、対象児童・生徒へ会津美里町第4次男女共同参画推
進まちづくり行動計画冊子を配布

※来年度から応募者全員に配布していた参加賞の廃止を検討

※来年度から審査員賞の廃止を検討

② 【継続】男女共同参画の推進に関する講演会

テ ー マ：女性が働きやすく、子育てしやすい地域づくり（仮）

開催時期：令和6年11月～12月

場 所：じげんプラザ内 じげんホール

対 象 者：地域住民、審議会委員、町内事業所 等

募集人数：30名程度

そ の 他：(1) 町商工会加入者・町内事業所への周知

(2) 広報紙及びホームページによる周知（町民向け）

(3) 男女共同参画推進パネルの提示・アンケート調査

③ 【継続】福島県男女共生のつどい

開催時期：11月10日（日）予定

場 所：郡山市民文化センター

④ 【継続】男女共同参画推進に関する町内事業所アンケート調査
実施期間：令和7年4月～令和7年5月
調査対象：町内100事業所

イ その他の主な実施計画

下記資料のとおり

【資料2】第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画実施表

(3) その他

5 その他

第 4 次男女共同参画推進まちづくり行動計画実績

《基本目標Ⅰ 基本施策》 男女平等・人権尊重への意識づくり

- 1 男女平等・人権尊重意識の醸成
- 2 教育の場における男女平等・人権尊重教育の推進

●K P I (重要業績評価指標)

指標名	単位	R4 (基準値)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標値)
慣習やしきたりによる男女の不平等を感じている町民の割合	%	32.2 (35.9)	34.6	-	-	-	(30.0)

《基本目標Ⅱ 基本施策》 男女間のあらゆる暴力の根絶と安心・安全な暮らしづくりや健康への支援

- 1 男女間のあらゆる暴力の根絶 (重点施策)
- 2 安全・安心な暮らしづくり
- 3 生涯を通じた男女の健康・生活支援

●K P I (重要業績評価指標)

指標名	単位	R4 (基準値)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標値)
人権を侵害されたことのある町民の割合	%	11.0 (9.9)	7.1	-	-	-	(7.0)

指標名	単位	R4 (基準値)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標値)
保健体制の充実と医療の確保に関する満足度	%	75.6 (78.6)	80.4	-	-	-	(82.9)

《基本目標Ⅲ 基本施策》 男女が共に仕事・家庭生活などに参画できる環境づくり

- 1 雇用・労働環境の整備と働き方の見直し (女性活躍推進法市町村推進計画)
- 2 仕事と生活の調和 (ワークライフバランス) の推進 (女性活躍推進法市町村推進計画)
- 3 育児・介護にかかる支援

●K P I (重要業績評価指標)

指標名	単位	R4 (基準値)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標値)
男女共同参画推進まちづくり行動計画を知っている事業所の割合	%	40.7 (46.7)	34.0	-	-	-	(50.0)
子育てしやすい環境 (育児や保育など) のまちだと思える町民の割合	%	62.8 (72.8)	64.6	-	-	-	(83.2)

《基本目標Ⅳ 基本施策》 男女が共に担うまちづくり

- 1 政策・方針決定の場への女性参画の推進
- 2 女性人材の育成支援（★女性活躍推進計画）
- 3 多様な主体によるまちづくりと移住・定住及び交流の推進（☆重点施策）

●K P I（重要業績評価指標）

指標名	単位	R4 (基準値)	R5	R6	R7	R8	R 9 (目標値)
町審議会・委員会における女性の割合	%	27.5 (27.8)	29.1	-	-	-	(30.0)

指標名	単位	R4 (基準値)	R5	R6	R7	R8	R 9 (目標値)
移住・定住相談窓口を通じた移住・定住世帯数（累計）	世帯	147 (79)	167	-	-	-	(150)

令和6年度町民アンケート結果（抜粋）

配布数：1,000 回収数：394 回収率：39.4%

- 問13-1 あなたは、この1年の間に、人権を侵害されたことがありますか。

【問13-1】この1年間に人権を侵害されたことがあるか？			
侵害された ことがある	侵害された ことがない	無回答	合計
28	350	15	393
7.1%	89.1%	3.8%	

- 問13-2 問13-1で「侵害されたことがある」を選択された方にお伺いします。
それはどのような場合ですか。（複数回答可）

人権侵害の内容(複数回答可)		
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	16	36.4%
名誉・信用のき損、かげ口	6	13.6%
公務員による不当な取り扱い	6	13.6%
差別待遇	2	4.5%
夫婦・親子間での暴力、 高齢者虐待いわゆるDV	1	2.3%
プライバシーの侵害	5	11.4%
インターネットの掲示板等への書き込み	1	2.3%
セクシャルハラスメント・ストーカー行為	1	2.3%
その他	3	6.8%
答えたくない	3	6.8%
無回答	0	0.0%

- 問14 あなたは、日常生活において「習慣やしきたり」による男女の不平等感を感じていますか。

【問14】日常生活で「習慣やしきたり」による男女の不平等感を感じているか？					
感じている	どちらかといえ ば感じる	どちらかといえ ば感じない	感じていない	無回答	合計
44	92	150	96	11	393
11.2%	23.4%	38.2%	24.4%	2.8%	

令和6年事業所アンケート結果（抜粋）

配布数：100 回収数：53 回収率：53%

●女性管理職 回答事業所数 52 未回答 1

管理職合計 総数【 183 】人 うち女性【 55 】人 女性割合【30.0%】

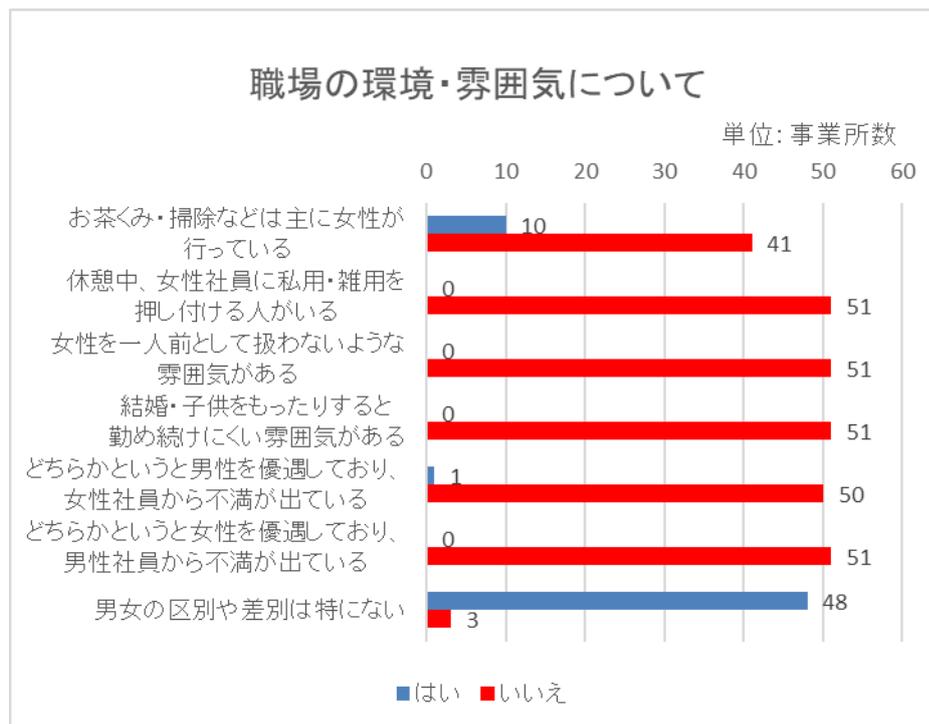
●女性管理職意識 回答事業所数 52 未回答 1

問8 貴事業所では女性が管理職に就くことについてどう思いますか？

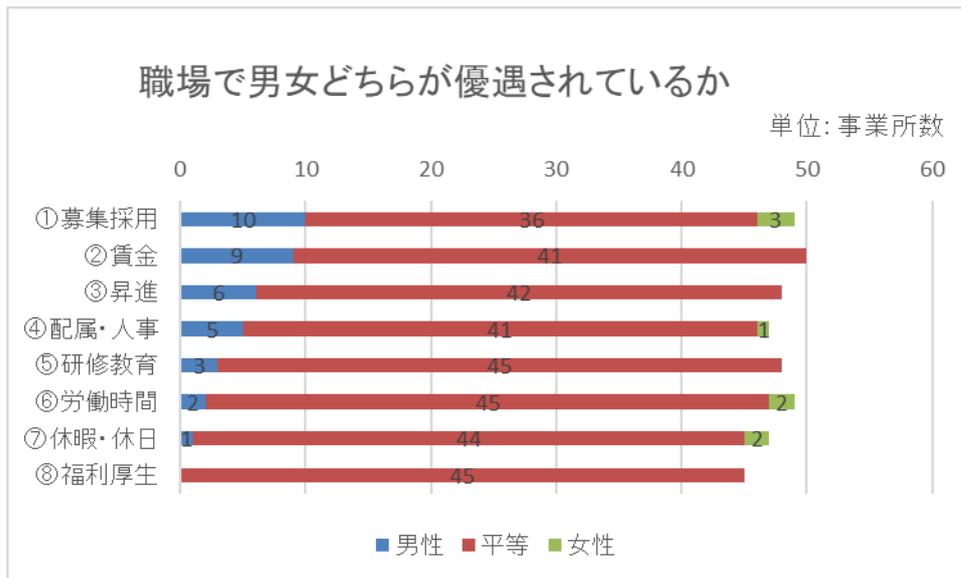
女性管理職に対する意識（複数回答あり）		
意欲と能力のある女性は管理職につくべき	46	88.5%
女性の多い職場であれば管理職についたほうがよい	6	11.5%
女性も管理職に就いたほうがよいが、どちらかという管理職は男性がよい	3	5.8%
現状では、管理能力意の面で必要な知識や判断力を有する女性が少ない	7	13.5%
女性は出産、育児、介護等による一時休業が予想されるので、仕事と家庭の両立が大変であり管理職に就くのは難しい	1	1.9%
その他	4	7.6%

●職場環境・雰囲気

問9 職場の雰囲気について



問 1 0 貴事業所では下記①～⑧について男女平等になっていますか？



●家庭と仕事の両立のために実施していること

問 1 1 貴事業所には育児や介護を行う従業員に対し、以下の制度はありますか？
また、実際の利用実績はありますか？

単位：事業所数

区分	制度あり		制度なし
	実績あり	実績なし	
① 短時間勤務・フレックス	18	16	13
② 時間外免除・制限	9	20	16
③ 出産・育児退職者再雇用	6	12	26
④ 育児・介護での在宅勤務	2	6	36
⑤ 育児休業	30	10	6
⑥ 産後パパ育休	9	24	12
⑦ 介護休業	10	24	11
⑧ 子の看病休暇	12	21	12

問 1 2 貴事業所における子育て中の従業員について伺います。
現在、1歳未満のお子さんを持つ従業員はいますか？

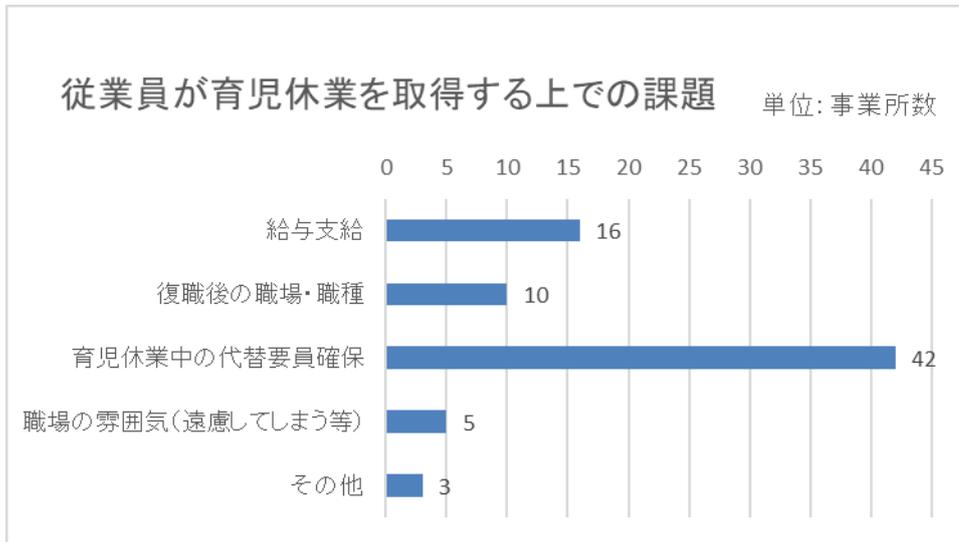
◇はい【15事業所】 ◇いいえ【36事業所】

問 1 3-1 1歳未満のお子さんがある従業員数を記入してください。
【14人】

問 1 3-2 問 1 3-1のうち男性、女性従業員の人数をそれぞれ記入してください。
◇男性従業員 【4人】 ◇女性従業員 【10人】

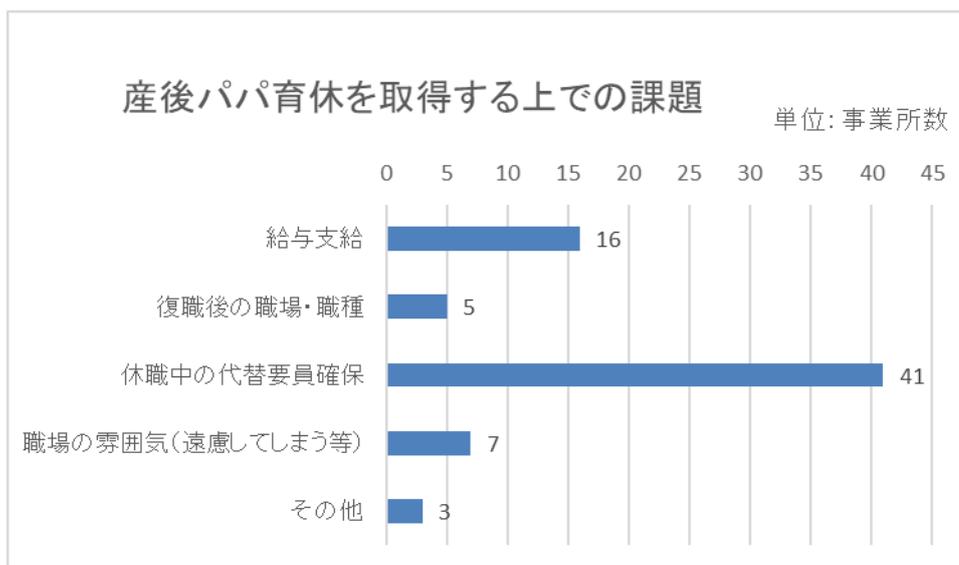
問 1 4-1 育児休業の状況について伺います。
令和5年度中に育児休業を取得した従業員はいますか。
◇男性従業員 【1人】 ◇女性従業員 【10人】

- 問14-2 育児休業を取得した男性従業員の平均日数をご記入ください。
 ◇平均取得日数 【33日】
- 問14-3 育児休業を取得した女性従業員の平均日数をご記入ください。
 ◇平均取得日数 【190日】
- 問15-1 令和5年度中に育児を理由に退職した従業員はいますか。
 ◇男性従業員 【0人】 ◇女性従業員 【0人】
- 問16 従業員が育児休業を取得する上で、事業所として考える課題はありますか？

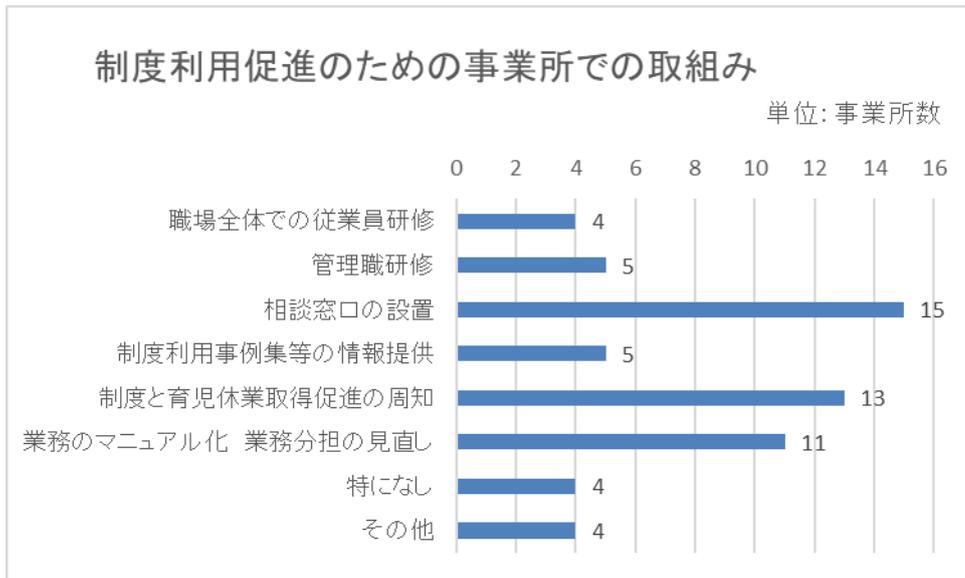


- 問17 令和5年度において、産後パパ育休（出生時育児休業）を取得した従業員はいますか。
 ◇いると回答した事業所数 【0事業所】

- 問18 産後パパ育休（出生時育児休業）を取得する上での課題



問 1 9 貴事業所において、子育てを行う従業員が、「育児休業」や「産後パパ育休」等の制度を利用しやすいよう取り組んでいることはありますか。



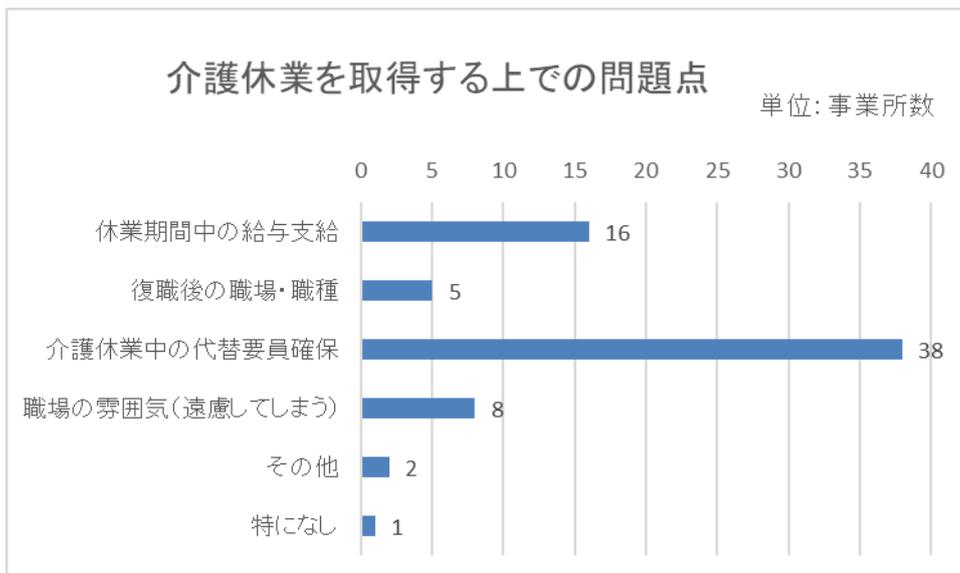
問 2 0-1 令和5年度において介護休業を取得した従業員はいますか？

◇男性従業員 【 0人】 ◇女性従業員 【 0人】

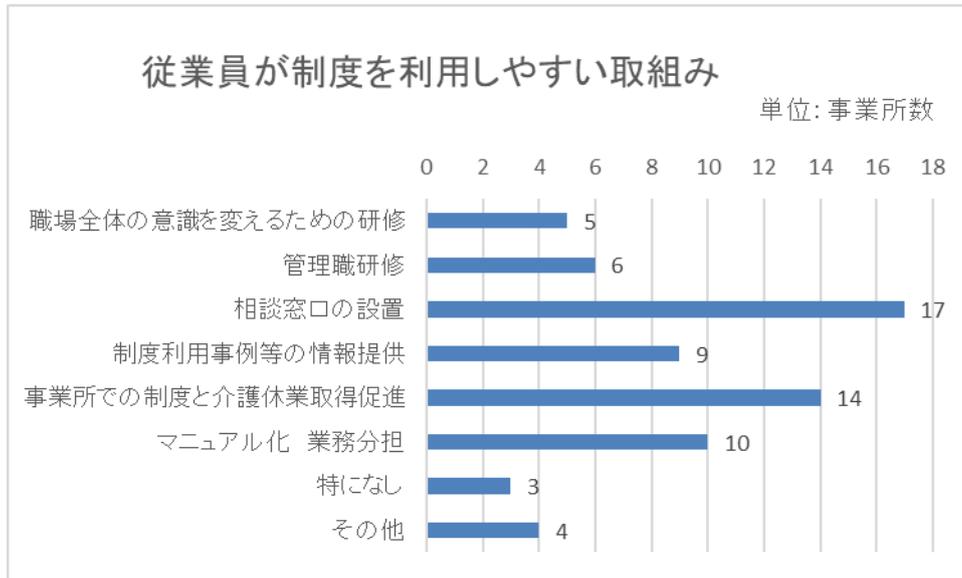
問 2 1-1 令和5年度において介護により退職した従業員はいますか？

◇男性従業員 【 0人】 ◇女性従業員 【 0人】

問 2 2 介護休業を取得する上での問題点はありますか？

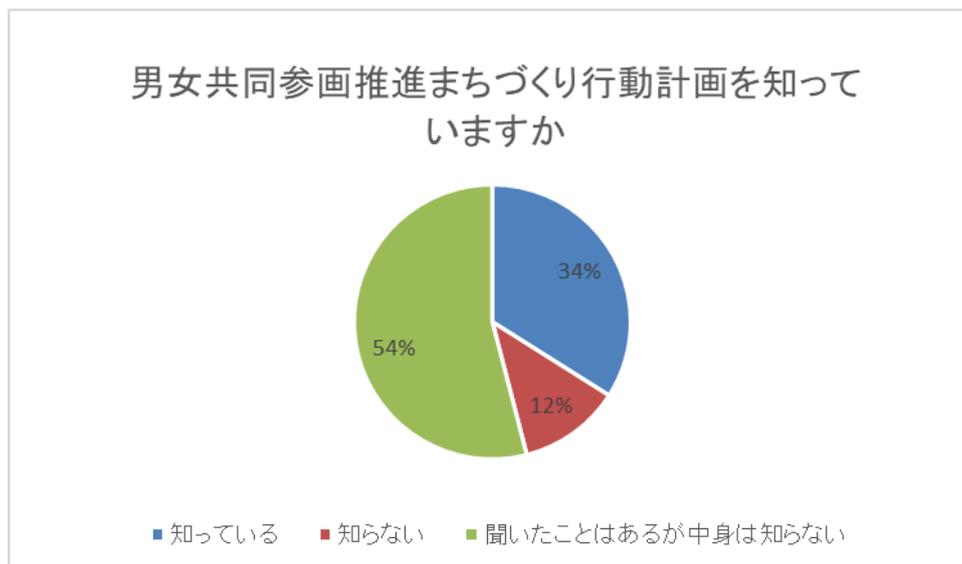


問23 貴事業所において、介護を行う従業員が制度を利用しやすいよう取り組んでいることはありますか。



問24 町では、男女共同参画推進まちづくり行動計画を策定し、様々な施策に取り組んでいます。ご存知ですか？

知っている	知らない	聞いたことはあるが中身は知らない
17人	6人	27人
34%	12%	54%



町の審議会・委員会における女性の登用率

令和6年3月31日時点

地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用

					委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の割 合 (%)	
合計	広域の審議会を除く審議会	審議会等数	24	うち女性委員の いる審議会数	21	251	73	29.1
	広域の審議会	審議会等数	0	うち女性委員の いる審議会数	0	0	0	0.0

令和6年3月31日時点

地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性の登用

*広域で委員会等を設置している場合は、当該委員会等の備考欄に必ず「広域」と記入してください。

	委員会、委員名	委員総数(人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員割合 (%)	備考
1	教育委員会	4	2	50.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会				
4	監査委員				
5	農業委員会	22	0	0.0	
6	固定資産評価審査委員会	3	1	33.3	
	広域でない委員会の委員数合計	33	4	12.1	
	広域の委員会の委員数合計	0	0		

*設置していない委員会がありましたら「-」(半区のみ)を記入してください。

広域でない委員会等

委員会等数	4
うち 女性委員のいる委員会数	3

広域の委員会等

委員会等数	0
うち 女性委員のいる委員会数	0

第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画実施表

基本目標Ⅰ 男女平等・人権尊重への意識づくり

具体的な取組 内 容		担当部署	令和5年度実績	令和6年度実施計画
基本施策1 男女平等・ 人権尊重意識の醸成	(1) 町広報紙・ホームページ等を活用した啓発及び情報提供 ・町民に身近な町広報紙、刊行物等を活用し、男女共同参画に関する啓発・情報提供	政策財政課	【政策財政課】 ・毎年6月の男女共同参画週間について広報紙で周知を図り、町民が男女共同参画について考える機会を創出した。	【政策財政課】 ・毎年6月の男女共同参画週間について広報紙で周知を図り、町民が男女共同参画について考える機会を創出する。
	(2) 男女共同参画講演会の開催 ・男女共同参画への理解と知識を深めるために講演会を開催	政策財政課	【政策財政課】 ・地域における女性活躍の重要性をテーマに講演会を開催した。主に20～50代の女性とそのパートナーを対象とした講演内容を企画し、定員30名に対し21名の参加があった。	【政策財政課】 ・女性活躍の推進をテーマに講演会開催する。具体的な内容については、町男女共同参画推進審議会及び県主催の担当者研修等にて情報収集のうえ決定する。
	(3) 男女共同参画町民意識調査の実施 ・男女共同参画についての町民の意識を調査するためのアンケートを実施	政策財政課	【政策財政課】 ・町内100事業所を対象に男女共同参画に関するアンケート調査を実施し、各事業所における男女平等に対する意識や従業員の育児休業の取得状況等の実態について調査を行った。アンケート調査にあたってはウェブ回答を設け、回答率の向上を図った。	【政策財政課】 ・昨年度に引き続き、町内100事業所を対象に男女共同参画に関するアンケート調査を実施する。アンケート項目については、男女共同参画推進審議会にて意見を諮り、適宜修正を加えることとする。
基本施策2 教育の場における男女平等・人権尊重教育の推進	(1) 教育関係者の研修会への参加 ・県や関係機関が実施する男女共同参画に関する研修会への積極的な参加	各学校 こども教育課	【こども教育課】 ・学校等へ男女共同参画をテーマにした研修会の情報提供を実施した。	【こども教育課】 ・学校等へ男女共同参画をテーマにした研修会の情報提供を行う。
	(2) 男女平等に基づく教育の推進 ・係、当番など、必要以上に男女を分ける慣行の見直し ・性別にとらわれずそれぞれの個性や能力を活かした教育・指導	各学校 こども教育課	【こども教育課】 ・出席簿における男女混合名簿を導入するとともに、男女共同参画をテーマとした小中学校向けの副教材の活用を周知するなど、教育課程で男女平等に基づく教育を実施した。	【こども教育課】 ・出席簿における男女混合名簿の導入を図るとともに、男女共同参画をテーマとした小中学校向けの副教材の活用を周知するなど、教育課程で男女平等に基づく教育を実施する。
	(3) 男女平等意識を育む事業の推進 ・町内の小中学生を対象に「男女平等に関する川柳コンクール」など男女平等意識の高揚を図るための事業を実施	各学校 政策財政課	【政策財政課】 ・町内の小学4年生～中学3年生を対象に男女共同参画に関する川柳コンクールを実施した。応募総数221点から小中学生それぞれに最優秀賞、優秀賞、審査員賞受賞者を町男女共同参画推進審議会にて決定し、そのうち最優秀賞、優秀賞受賞者へは町長より表彰状及び記念品を授与した。	【政策財政課】 ・昨年度に引き続き川柳コンクールを実施する。実施内容等については、今年度の男女共同参画推進審議会にて協議する。
	(4) 体験学習の充実 ・職場体験や福祉活動など性別に関わりなく様々な体験をすることで、将来の職業選択の幅を広げる	こども教育課 生涯学習課	【こども教育課】 ・小学校では、地域の仕事について学んだり体験学習を行い、中学校では、職場体験を実施した。 【生涯学習課】 ・図書館での職場体験学習の積極的な受入を実施した。	【こども教育課】 ・小学校では地域の仕事に関する体験学習の実施、中学校では職場体験を実施する。 【生涯学習課】 ・公民館や生涯学習センター等での職場体験学習の積極的な受入の実施
	(5) 働く親が学校行事等に参加しやすい開催日等の設定 ・働く親や複数の子どもをもつ親が参加しやすいよう、授業参観や懇談会等の行事日程に配慮	各学校 こども教育課	【こども教育課】 ・保護者等が学校行事等に参加しやすいよう、授業参観や懇談会の開催日について配慮した。	【こども教育課】 ・保護者等が学校行事等に参加しやすいよう、保護者等からの意見を参考に、授業参観や懇談会の開催日について配慮する。

基本目標Ⅱ 男女間のあらゆる暴力の根絶と安心・安全な暮らしづくりや健康への支援

具体的な取組 内 容		担当部署	令和5年度実績	令和6年度実施計画
基本施策1 男女間のあらゆる暴力の根絶	(1) 虐待、DV等の相談窓口の設置と支援体制の充実	政策財政課 健康ふくし課 こども教育課 町民税務課	<p>【政策財政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月の女性に対する暴力をなくす運動期間に併せ、広報紙及び町ホームページで周知した。 <p>【健康ふくし課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待、DV等の問題に対する相談・対応を行った。 ・虐待防止ネットワーク会議による関係機関との情報共有を図り、連携協力して対応した。 ・DV等防止に関する周知を行った。 ・産後うつアンケートや子育てアンケート等をきめ細かく実施し、育児不安を早期に発見し早期に支援することにより虐待予防等に努めた。 ・子育て世代に対して、いつでも妊娠・出産・子育てについて相談できることを周知し、セルフプランや支援プランを立てながら、関係機関と連携し対応した。 ・要保護児童対策協議会の見直しを図り、関連する要綱の整備を行った。 <p>【こども教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が生活の中で抱えている、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などの問題解決を図るため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員を配置し、学校、児童相談所、福祉担当部局と連携しながら対応した。 <p>【町民税務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月10日頃に特設人権相談所を開設した。 	<p>【政策財政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月の女性に対する暴力をなくす運動期間に併せ、広報紙及び町ホームページで周知する。 <p>【健康ふくし課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待、DV等の問題に対する相談・対応 ・虐待防止ネットワーク会議による関係機関との情報共有及び連携協力 ・DV等防止に関する周知 ・令和7年度からこども家庭センターの設置にむけ準備を進めるとともに、子育て世代包括支援センターや子ども家庭支援拠点との関係を整理する。 ・要保護児童対策協議会の実務者会議を開催し、関係機関と連携し要保護児童対策の進捗状況の確認を適切に行う。 <p>【こども教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が生活の中で抱えている、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などの問題解決を図るため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員を配置し、学校、児童相談所、福祉担当部局と連携しながら対応する。 <p>【町民税務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月10日頃に特設人権相談所を開設する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待、DV等の問題に対応するための相談窓口設置 ・虐待防止ネットワーク会議による関係機関との情報共有及び連携協力 ・児童相談所、保健福祉事務所、一時保護所、警察等関係機関との連携を強化し暴力から身を守るための迅速な対応 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」など暴力や人権侵害から身を守る法律について周知 ・人権に関する相談窓口を設置 ・セクハラ、パワハラ等様々な「ハラスメント」防止のための啓発・情報提供 			
基本施策2 安心・安全な暮らしづくり	(1) 子どもの安全の確保	総務課 こども教育課 建設水道課	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯のLED化への切替を実施した。 <p>【こども教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の通学路については、年度当初に学校やPTAによる安全点検を実施し、危険箇所と判断される箇所を通学路交通安全推進協議会において協議した。その後、関係機関と連携しながら、通学路の見直し等を行った。 <p>【建設水道課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道12005号線において、本庁舎を利用する児童、生徒の安全を確保するため、歩道に街路灯を設置した。 	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るい犯罪のない町づくりの推進を図るため、防犯灯のLED化への切替推進 <p>【こども教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の通学路については、年度当初に学校やPTAによる安全点検を実施し、危険箇所と判断される箇所を通学路交通安全推進協議会において協議し対応する。 <p>【建設水道課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道12009号線において、児童、生徒の安全を確保するため、歩道整備工事の着手。
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの登校・下校時の交通安全など地域ぐるみで子どもの安全の確保 ・歩道の確保、街路灯・防犯灯の設置等 ・子どもたちの抱える悩みや問題を積極的に受け止め、いじめや暴力を許さない環境づくり 			
基本施策3 生涯を通じた男女の健康・生活支援	(2) 防災・防犯体制の整備・強化	総務課 町民税務課	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の定数850人に対し、一般団員631人、女性団員6人、機能別団員70人の合計707人が確保されている。 <p>【町民税務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口で消費生活相談員を配置し、106件の相談に応じた。 ・消費者トラブルに関する出前講座を3箇所で開催した。 	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団活動事業を通して、消防団員の定数確保 ・地域や隣近所の人がお互いに協力しながら、防災活動を組織的に取り組む必要性について、要望地区への出前講座を実施 <p>【町民税務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員を配置し相談に対応するとともに、消費者トラブル事例を広報等で引き続き発信する。また、消費者トラブルに関する出前講座を実施し、消費者トラブルの未然防止に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の確保 ・自主防災組織の設立・育成を支援 ・地域防災計画や災害における避難所運営等において、十分に女性や多様な背景を持つ人々の視点の反映 ・警察や関係機関と連携し、消費者問題、防犯に関する相談体制の充実 			
基本施策3 生涯を通じた男女の健康・生活支援	(1) 思春期教育など、「生」と「性」についての学習機会の提供	こども教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園、学校と連携を図り、学年に応じた思春期講座などを開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業において、年齢、国籍、性別など多様性を尊重する教育を行い、体育の授業においては、思春期に現れるからだの変化などの性教育を行う。
	(2) 生涯を通じた健康づくりの支援			
	(3) 生活習慣病等の疾病予防及び早期発見のための支援	健康ふくし課	<p>【健康ふくし課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査及び各種がん検診受診者に対して会津美里町健康パスポート事業にてポイントを付加した。 ・総合健診(特定健康診査・後期高齢者健康診査・その他の健康診査・胸部健診・大腸がん検診・胃がん検診等)は21日間実施。子宮がん集団検診は4日間と半日、乳がん集団検診は10日間実施。また、胃がん・子宮がん・乳がん検診は施設検診を実施した。 	<p>【健康ふくし課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査及び各種がん検診受診者に対して会津美里町健康パスポート事業にてポイントを付加する予定。 ・総合健診(特定健康診査・後期高齢者健康診査・その他の健康診査・胸部健診・大腸がん検診・胃がん検診等)は21日間実施。子宮がん集団検診は4日間、乳がん集団検診は10日間実施。また、胃がん・子宮がん・乳がん検診は施設検診を実施予定。
	(4) 健康に関する相談体制の充実			
<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防のための健康相談やこころの健康相談等を実施 				

	(5) 障がいのある方への支援と福祉サービスの充実 ・障がいのある方が安心して日中活動や交流活動を行える場の提供	健康ふくし課	【健康ふくし課】 ・日中における活動の場を確保するため、日中一時支援事業を実施し、延べ169名の利用があった。 ・創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流の機会を提供するため、地域活動支援センター事業を実施し、延べ1名の利用があった。	【健康ふくし課】 ・日中一時支援事業及び地域活動支援センター事業を実施する。
	(6) 誰にでもやさしいまちづくりの推進 ・高齢者・障がい者にも配慮し、性別や個別ニーズに応じた誰もが活動しやすい環境を整備	全庁	【政策財政課】 ・公共施設等において、高齢者・障がい者等にも配慮し、誰もが利用しやすい環境整備を推進した。	【政策財政課】 ・公共施設等において、高齢者・障がい者等にも配慮し、誰もが利用しやすい環境整備を推進する。

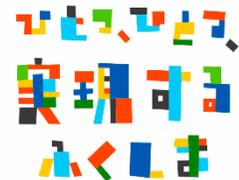
基本目標 Ⅲ 男女が共に仕事・家庭生活などに参画できる環境づくり

具体的な取組 内 容		担当部署	令和5年度実績	令和6年度実施計画
基本施策1 雇用・労働環境の整備と働き方の見直し	(1) 働きやすい労働環境の整備推進 ・男女雇用機会均等法、女性活躍推進法及びその他の労働関係法令の周知 ・長時間勤務の是正や各種休暇取得を推進 ・事業所を対象として啓発活動を実施 ・事業主行動計画の策定を支援	政策財政課 産業振興課	【政策財政課】 ・事業所アンケートを通じ、女性活躍推進やその他関係法令の周知、啓発を行った。	【政策財政課】 ・事業所アンケートを通じ、男女共同参画に関連する法令等の周知及び啓発を行う。
	(2) 固定的な性別役割分担意識解消の啓発 ・男女の職域拡大や役割分担の見直しに向けた啓発 ・女性が働きやすい環境づくりのための啓発	政策財政課 産業振興課	【政策財政課】 ・事業所アンケートを通じ、職場での性別による役割分担の意識解消の機会を創出した。	【政策財政課】 ・事業所アンケートを通じ、職場での性別による役割分担の意識解消の機会を創出する。
	(3) 事業所への意識調査の実施 ・事業主を対象に男女共同参画に関する意識調査を実施し、結果を公表	政策財政課	【政策財政課】 ・町内事業者を対象に事業所アンケートを実施し、男女共同参画への取組実態を把握し、その結果について公表した。	【政策財政課】 ・町内事業者を対象に事業所アンケートを実施し、男女共同参画への取組実態を把握し、その結果について公表する。
	(4) 自営業における就業環境の向上支援 ・商工会等と連携し男女共同参画の啓発	産業振興課	【産業振興課】 ・商工会青年女性部の会合等、折にふれてジェンダーギャップ等の意識改革を訴えてきた。	
	(5) 時間や場所にとらわれない働き方の推進 ・サテライトオフィス等の時間や場所にとらわれない働き方ができる環境整備	政策財政課	【政策財政課】 ・町内で新たにサテライトオフィス等の開設に向け、施設を改修・整備する民間事業者に対し補助金を交付した。	【政策財政課】 ・町内で新たにサテライトオフィス等の開設に向け、施設を改修・整備する民間事業者に対し補助金を交付する。
基本施策2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ・広報、講演会等により仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の考え方を啓発・推進	政策財政課	【政策財政課】 ・「男女共同参画の推進」をテーマに事業所及び一般町民を対象としたセミナー又は講演会を実施した。 ・啓発・促進のため町ホームページへ掲載した。	【政策財政課】 ・「男女共同参画の推進」をテーマに事業所及び一般町民を対象としたセミナー又は講演会を実施する。 ・啓発・促進のため町ホームページへの掲載内容を充実させる。
	(2) 育児休業・介護休業取得の推進 ・男女の育児休業・介護休業の取得推進と制度の周知	政策財政課	【政策財政課】 ・事業所アンケートを通じ、育児休業制度の取得促進と制度理解のための機会を創出した。	【政策財政課】 ・事業所アンケートの実施や、男女共同参画推進をテーマにした講演会や関係制度の周知・啓発を事業所関係者や一般町民に対し行う。
	(3) 男性の家事・育児への参加の推進 ・男性の家事・育児への参加の推進や家庭・生活技術講座を実施	政策財政課 生涯学習課	【政策財政課】 ・男性の育児や家事への参加を促進する普及啓発を行った。	【政策財政課】 ・男性の育児や家事への参加を促進する普及啓発を行う。 【生涯学習課】 ・生涯学習センター事業として、男性・女性を問わない料理教室の開催
	(4) 生涯学習の推進 ・学習機会の提供、学習環境の整備及び町民の自主的な学習活動の支援 ・子どもとその保護者を対象とした講座を実施	生涯学習課	【生涯学習課】 ・地域学校協働本部活動事業での学習支援等を実施した。 ・公民館や生涯学習センター・図書館において親子を対象としたワークショップや体験活動などの事業を実施した。	【生涯学習課】 ・地域学校協働本部活動事業での学習支援等の実施 ・公民館や生涯学習センター・図書館における各種事業の実施 ・各生涯学習センターを跨ぐ合同事業の実施
	(5) 生涯スポーツの推進 ・多くの町民がスポーツに参加できる環境づくり	生涯学習課	【生涯学習課】 ・ふれあいウォークや地区スポーツ大会などを実施した。 ・地域での「ニュースポーツ教室」開催への支援やスポーツ推進委員を派遣した。	【生涯学習課】 ・スポーツ事業の創意工夫と実施 ・地域での「ニュースポーツ教室」開催への支援やスポーツ推進委員派遣

基本施策3 育児・介護にかかる支援	(1) 出会い・結婚に対する支援	政策財政課	【政策財政課】 ・結婚コンシェルジュを1名配置し、出会いから結婚に至る各種相談に応じた。 ・婚活イベントや独身者向けセミナーを開催し、6組のカップル誕生につなげた。(委託事業4回2組、婚活推進事業補助団体1回4組)	【政策財政課】 ・結婚・子育てコンシェルジュを1名配置し、出会いから結婚に至る各種相談の実施 ・婚活イベントやミニ合コン、スポーツ婚活等を複数回実施し、多くの出会いの機会の創出 ・国交付金を活用した結婚新生活支援事業により、新婚世帯の新たな生活を経済的に支援
	(2) 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援	健康ふくし課	【健康ふくし課】 ・子ども家庭支援員により妊娠期後半に全戸訪問を実施し、育児不安の軽減に努めた。乳児家庭全戸訪問の状況により関係機関と連携し育児不安等への支援を行った。 ・子育て世代包括支援センターに子ども家庭総合支援拠点を併設し、子ども家庭支援員を配置し、相談体制を充実させた。 ・こども家庭センターの設置に向け検討を行ったが、令和6年度からの設置には至らなかった。	【健康ふくし課】 ・継続して子育て家庭支援員を配置し、子育てに関する相談体制の充実を図る。 ・令和7年度からこども家庭センターの設置に向け準備を進めるとともに、子育て世代包括支援センターや子ども家庭支援拠点との関係を整理する。
	(3) 子育て支援の充実	健康ふくし課 こども教育課	【健康ふくし課】 ・乳幼児健康診査・健康相談、子育て相談会、子育て支援教室を開催した。 ・コロナ後の事業として、フツ化物歯面塗布事業を再開した。 ・出産育児関連用品購入や支援サービス利用の負担軽減のため出産・子育て応援給付金を支給した。 【こども教育課】 ・子育て支援センターや児童クラブにおける未就学児の一時保育や放課後の学童保育を通して、保護者の就労支援を行った。 ・多子世帯に対する保育料の軽減措置を実施した。	【健康ふくし課】 ・こども家庭センターの開設検討 ・こども家庭支援室を設置し、児童福祉窓口の一元化を図る。 ・乳幼児健康診査・健康相談、子育て相談会、子育て支援教室の充実 ・出産・子育て応援給付金の支給 ・フツ化物歯面塗布事業の実施 ・児童手当の拡充対応 【こども教育課】 ・多子世帯に対する保育料の軽減措置を実施する。 ・保護者の育児負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施する。
	(4) 介護支援体制の充実	健康ふくし課	・高齢者の居場所づくりとしての集いの場の設置数50箇所。 ・在宅介護者を対象とした、心身のリフレッシュ事業に延べ112名の参加があった。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止により事業を休止・縮小することがあったが、一般住民、事業所、小・中・高校生を対象に認知症サポーター養成講座を16回開催した。(受講者数445人)	・介護保険事業計画に基づいた介護保険事業の推進 ・地区集会所等での介護予防事業の実施 ・在宅介護者を対象とした心身のリフレッシュ事業の実施 ・一般住民、事業所、小・中・高校生を対象に認知症サポーター養成講座の開催

基本目標 IV 男女が共に担うまちづくり

具体的な取組 内 容		担当部署	令和5年度実績	令和6年度実施計画
基本施策1	(1) 町の各種審議会等への女性の登用及び女性参画の推進 ・審議会・委員会等への女性の登用を推進し、登用率目標を令和8年度までに30%とし、毎年登用率の調査を実施	全庁	【政策財政課】 ・令和5年度末の本町の各種審議会等への女性登用率は29.1%となり、前年から1.6ポイント上昇した。また、関係各課に対し、女性委員の登用を促進した。	【政策財政課】 ・本町の各種審議会等への女性登用率の把握及び女性委員の登用促進
	政策・方針決定の場への女性参画の推進 (2) 行政活動における町民参加の推進 ・みんなの声をまちづくりにいかす条例に基づく町民参加制度の周知と推進 ・提案箱やホームページを活用し、町民の意見や提案の聴取を行い、まちづくりに活かす	全庁	【政策財政課】 ・みんなの声をまちづくりにいかす条例の適正な運用と町民参加を推進するため、町民参加推進会議を2回実施した。	【政策財政課】 ・みんなの声をまちづくりにいかす条例の適正な運用と町民参加を推進するため、町民参加推進会議の実施
基本施策2 女性人材の育成支援	(1) 女性人材育成のための学習機会の提供 ・女性人材育成のため関係機関等が開催する講座への積極的な参加を促進	政策財政課 生涯学習課	【政策財政課】 ・女性人材育成のための啓発・促進のため、町広報紙及びホームページで周知した。 【生涯学習課】 ・女性の魅力を引き出す成人講座等を開催した。	【政策財政課】 ・女性人材育成のための啓発・促進のため、町広報紙及びホームページで周知 【生涯学習課】 ・女性の魅力を引き出す成人講座等の開催
	(2) 女性起業家を支援するための研修等の情報の提供 ・女性企業育成講座や支援事業などの情報を提供	政策財政課 産業振興課	【政策財政課】 ・女性人材育成のための啓発・促進のため、町広報紙及びホームページで周知した。 【産業振興課】 ・「創業塾」「創業支援セミナー」に、5名の女性が参加した。女性の新規創業件数は0件。	【政策財政課】 ・女性人材育成のための啓発・促進のため、町広報紙及びホームページで周知
	(3) 企業・団体などにおける重要ポストへの女性登用推進のための啓発 ・パンフレット等を配布するなどして事業主へ積極的な女性登用に関する啓発 ・事業主行動計画の策定を支援	政策財政課 産業振興課	【政策財政課】 ・女性人材育成のための啓発・促進のため、町広報紙及びホームページで周知した。	【政策財政課】 ・女性人材育成のための啓発・促進のため、町広報紙及びホームページで周知
基本施策3 多様な主体によるまちづくりと移住・定住及び交流の推進	(1) 町民の地域活動の支援 ・NPO、ボランティア、コミュニティ組織等の地域を支える多様な活動の支援及び新たなNPO法人設立のための支援 ・集落支援員を活用し、集落活動や集落間の連携構築を支援	政策財政課	【政策財政課】 ・集落支援員(2名)がボランティア団体、コミュニティ組織、任意団体やNPO法人等に対し、視察研修、講座や地域の課題解決に対する中間支援を実施した。また、集落の状況を把握し、課題解決及び維持・活性化のための支援を継続して実施した。	【政策財政課】 ・集落支援員(2名)による集落の状況把握、点検をし、問題解決や維持・活性化に係る取組の支援やNPO法人等への支援
	(2) 移住・定住の促進及び交流の推進 ・移住・定住に関する相談体制(移住定住支援コーディネーターの配置等)の充実や田舎ぐらし体験事業等により移住・定住を促進 ・空き家バンク制度等による空き家の利活用を推進し、移住・定住を促進 ・地域おこし協力隊制度を活用し、地域の活性化 ・U・Iターン者や外国人が地域に溶け込み、多様な主体によるまちづくりを推進 ・姉妹・友好都市等自治体交流・民間交流を推進	政策財政課	【政策財政課】 ・移住定住支援コーディネーターを配置し、首都圏での移住相談会やオンラインを活用した移住相談を実施した。 ・令和5年度の空き家・空き地バンクの状況については、13件の物件登録、54名の利用者登録を行い、6件の成約があった。	【政策財政課】 ・移住定住支援コーディネーターを配置し、対面やオンラインを活用しながら移住相談の実施 ・空き家・空き地バンクの拡充及び物件登録件数の充実 ・地域おこし協力隊による地域の活性化を図る。

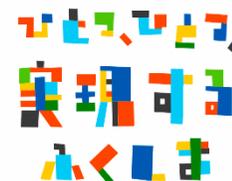


【資料3】

令和6年7月3日 市町村説明会資料

福島県における パートナーシップ制度(案)について

福島県生活環境部
男女共生課



- お互いを人生のパートナーとして認め合う同性のカップル等が、相互に協力し合い継続的に生活を共にする関係（パートナーシップ）、またはその子どもや親等と共に家族として協力し合う関係（ファミリーシップ）にある旨を届け出て、地方自治体はその届出を受理したことを証明する制度です。
- 法律上の婚姻とは異なり、法的な効果はありません。（相続、財産の権利、税制や社会保障制度の適用、同居・協力・扶助の義務などは生じません。）
- 地方自治体において、行政裁量の範囲内で、パートナーを配偶者と同様に扱うことが可能となる施策について、申請要件や手続方法等を見直すことにより、届出者に対して行政サービスの提供を行います。

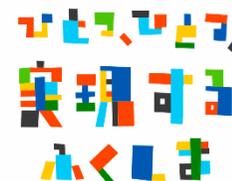
誰もが等しく尊重され、共に参画する社会の実現を目指します。

制度を利用される方のメリット

パートナーが法律上の配偶者と同様の県行政サービスを受けられることにより、生活上の不便さが軽減されます。

法律上の婚姻制度等との関係

パートナーシップ制度の導入により、地方自治体が同性婚や選択的夫婦別姓制度を認めるものではなく、婚姻制度など現行の法制度に影響を与えるものではありません。



パートナーシップ制度は、2015(H27)年11月に東京都渋谷区と世田谷区で初めて導入されました。その後、多くの自治体で導入が進み、近年、急速に増加している傾向にあります。

R6.5.13時点

導入自治体数 少なくとも **458**

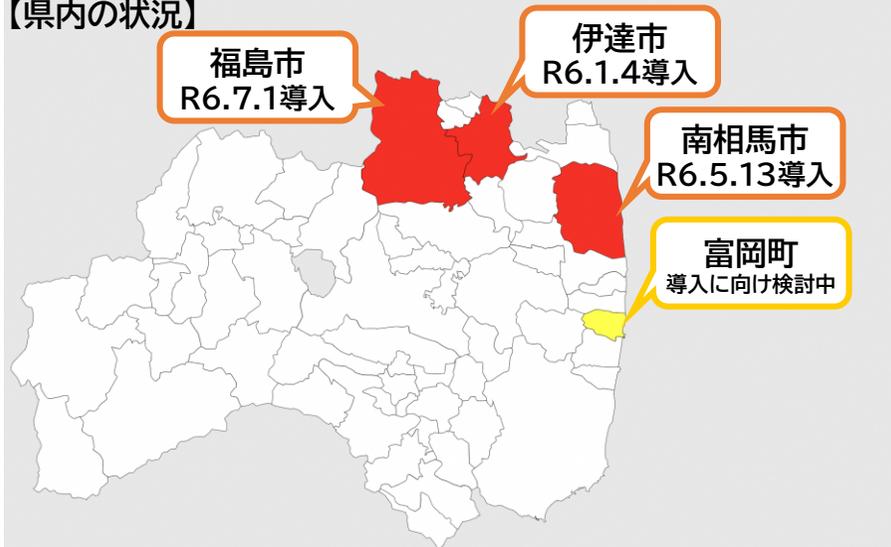
※都道府県を1としてカウント

人口カバー率 約 **85%**

市区町村数では、
約 **65%**
の地域をカバー

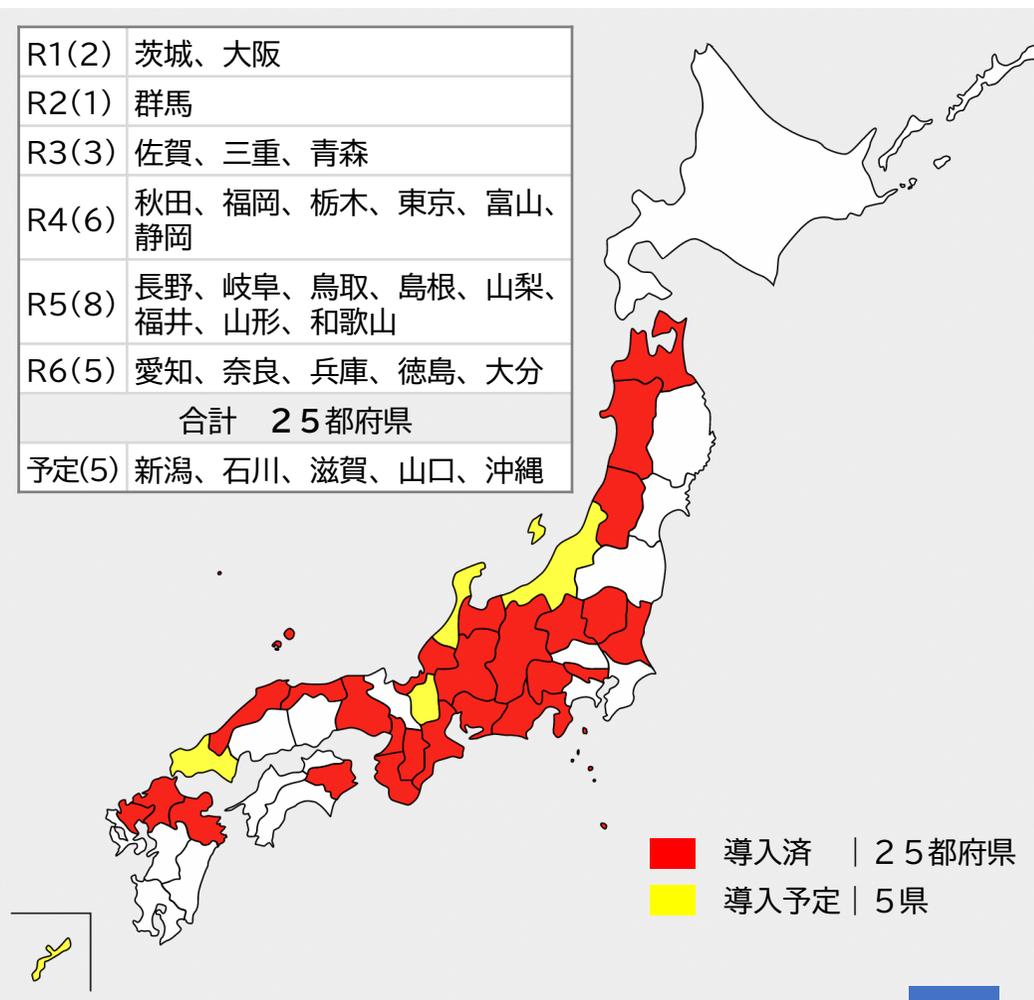
出典：公益社団法人Marriage For All Japan - 結婚の自由をすべての人に
<https://www.marriageforall.jp/marriage-equality/japan/>

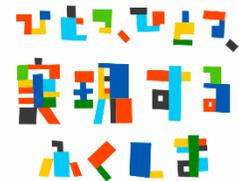
【県内の状況】



■都道府県における制度導入状況 (R6.4.1時点)

R1(2)	茨城、大阪
R2(1)	群馬
R3(3)	佐賀、三重、青森
R4(6)	秋田、福岡、栃木、東京、富山、静岡
R5(8)	長野、岐阜、鳥取、島根、山梨、福井、山形、和歌山
R6(5)	愛知、奈良、兵庫、徳島、大分
合計 25都府県	
予定(5)	新潟、石川、滋賀、山口、沖縄





制度の趣旨

県民一人一人が個人として尊重され、共に参画する社会の実現に向け、「福島県パートナーシップ制度」を導入します。

この制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な効力が生じるものではありませんが、法的に婚姻が認められていない同性のカップルや、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルが家族として扱われないことによる生活上の不便さを軽減し、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを進めるものです。

制度の概要

法律上の婚姻をしていないカップルが、お互いをパートナーシップの関係にあることを届け出たことについて、県が「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」を交付する制度です。

また、届出者が扶養する子や親等の近親者の氏名等を受理証明書に記載することができます。

用語の定義

パートナーシップ：お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常生活において相互に協力しながら、継続的に生活を共にする二人の関係のことを言います。

パートナー：パートナーシップにある相手方のことを言います。

制度の名称

福島県パートナーシップ制度

実施根拠

手続を定めた要綱を別に制定します。

制度の法的な効力

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。

利用対象者

同性のカップル又は異性の事実婚カップル（法律上の婚姻をしていないカップル）であり、かつ、上記に定義するパートナーシップにある者。

届出の要件

以下の要件を全て満たすこと。なお、外国籍の方も届出が可能です。

- (1) 成年に達していること。（満18歳以上）
- (2) いずれか一方が県内に住所を有しているか、又は3カ月以内に福島県内への転入を予定していること。
- (3) 民法における配偶者がなく、届出する相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 届出に係るパートナーと近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族、直系姻族を言う。）でないこと。ただし、養子縁組を除く。

受理証明書を利用して届出者が受けられる県行政サービス

婚姻した夫婦を対象としている県行政サービスについて、県の行政裁量の範囲内において、パートナーを配偶者と同様に扱うことが可能となるものについては、申請要件や手続き方法を見直すなど、届出者がサービスを受けられるよう検討・調整を進めていきます。

提供する具体的な県行政サービスについては、ホームページ等により周知します。

5ページへ

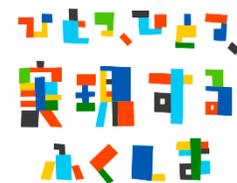
市町村との連携について

- 独自のパートナーシップ制度を実施している市町村が発行する証明書の提示により、県行政サービスの対応を行います。
- 独自のパートナーシップ制度を実施している市町村が発行する証明書を所持している方が県に届出を行う場合、県の手続において添付書類を一部省略するなど、手続を簡素にします。
- 県の受理証明書を所持している方に対して、市町村が提供する市町村行政サービスについて、随時県のホームページに掲載し、周知することとします。

6ページへ

開始時期

令和6年秋頃（想定）

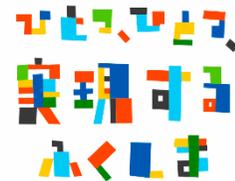


県行政サービスの例（検討中）

項目	内容
県営住宅への入居	同居できる対象にパートナーも含める。
県立病院における病状の説明等	パートナーも親族と同様に病状説明等の対象となる。
犯罪被害者等に対する支援	遺族見舞金等の市町村補助について、パートナーへの支給も補助対象に含める。

このほか、パートナーが配偶者と同様のサービスを受けることができる県行政サービスについて、調整の上、順次実施体制を整えてまいります。





1

市町村が独自に導入したパートナーシップ制度に係る証明書の提示により、パートナーに対して、県の行政サービスを提供できるよう検討を進めます。

兵庫県の例

兵庫県ホームページより抜粋

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/partnershipservice.html>

兵庫県パートナーシップ制度で利用できる・利用しやすくなるサービス等一覧

- 利用にあたっては、制度ごとに所定の要件がありますので、詳細は問い合わせ先にご確認ください。
- 市町のパートナーシップ証明書等でも、県の行政サービスが利用できます。
- 受理証明書を提示しなくても利用できるサービスもあります。

市町村が発行する証明書で、県の行政サービスが利用可。

サービス等一覧については、随時更新してまいります。

📎 県等で利用できるサービス等一覧（令和6年3月25日時点）（PDF：256KB）

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス（公営住宅・病院以外）

掲載されていないものについても、調整が完了したもののから順次、更新してまいります。

詳細については、各自治体にご確認ください。

- 📎 神戸市（PDF：128KB）
- 📎 姫路市（PDF：127KB）
- 📎 尼崎市（PDF：127KB）
- 📎 明石市（PDF：128KB）
- 📎 西宮市（PDF：128KB）
- 📎 芦屋市（PDF：128KB）
- 📎 伊丹市（PDF：127KB）
- 📎 相生市（PDF：128KB）
- 📎 豊岡市（PDF：127KB）

県が発行する受理証明書で利用可能な市町村の行政サービスを県ホームページに随時掲載。

【意見照会に御協力をお願いします】

具体的な制度構築やサービス提供の検討に係る基礎資料とするため、パートナーシップ制度に係る市町村のお考えをお聞きするものです。（別途依頼文を发出）

- ① 福島県パートナーシップ制度骨子案に対する意見。
- ② 市町村で独自の制度を導入する考え。
- ③ その他（自由記載）

2

市町村が独自に導入したパートナーシップ制度に係る証明書をお持ちの方が、県の制度の届出を行う場合、添付書類の一部を省略するなど、手続を簡素にして負担を軽減します。

3

県のパートナーシップ制度に係る受理証明書の提示により、パートナーに対して配偶者と同様に市町村の行政サービスを提供いただくことが可能か検討をお願いします。